

令和3年度 法改正後の実績登録及び留意点について

運営支援は、令和3年4月の法改正対応を進めております。本資料では、令和3年4月以降のサービス提供実績の登録方法と請求時の留意点を説明いたします。引き続き運営支援をご利用いただくために必要な操作となりますので、必ずご対応頂けますようお願い申し上げます。
なお、基本的な操作方法については、「運営支援サービスマニュアル」をご確認ください。

実績登録手順および留意点は下記をご参照ください。

1. 事業所算定を新規登録する（2021年4月～）

2. 受給者証の履歴を登録する

3. 法改正後の実績を登録する

4. 医療的ケア児の実績を登録する（該当する場合）

5. 令和3年9月30日までの上乗せ分について

（新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な報酬評価）

1. 事業所算定を新規登録する（2021年4月～）

グローバルナビ「請求」の事業所算定を表示します。「新規登録」ボタンをクリックし、有効開始年月が「2021年4月」の事業所算定を新規登録します。

- ・ 事業所算定を新規登録すると、2021年4月以降の児童の利用実績及び訪問実績の登録ができるようになります。
- ・ 2021年4月からの各種変更有無に関わらず、全サービス分の新規登録をお願いいたします。

 事業所算定

2021年4月法改正施行後の設定が必要です。事業所算定を新規登録してください。

児 児童発達支援

放 放課後等デイサービス

新規登録

有効開始年月	地域区分	施設等区分	主たる障害種別
2020年3月	1級地	児童発達支援センター以外	重症

事業所算定新規登録(児童発達支援)

有効開始年月

2021 年 4 月

地域区分

1月 2月 3月 4月 5級地 6級地 7級地 その他

施設等区分

5月 6月 7月 8月

9月 10月 11月 12月

主たる障害種別

☒ 重症心身障害以外 ☐ 重症心身障害

有効開始年月は2021年4月を選択して事業所算定を新規登録してください。

1. 事業所算定を新規登録する（2021年4月～）

補足

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）
福祉・介護職員処遇改善特別加算 の取り扱いについて

有効開始年月

2021 年 4 月



地域区分

施設等区分

主たる障害種別

☒ 重症心身障害以外 ☐ 重症心身障害

未就学児等支援区分

☒ Ⅰ（主に未就学児） ☐ Ⅱ（その他）

児童指導員等加配体制

☒ なし ☐ 専門職員（理学療法士等） ☐ 児童指導員等 ☐ その他

福祉専門職員配置等

☒ なし ☐ Ⅰ ☐ Ⅱ ☐ Ⅲ

専門的支援加算体制

☒ なし ☐ 理学療法士等 ☐ 児童指導員

福祉・介護職員処遇改善加算

☒ なし ☐ Ⅰ ☐ Ⅱ ☐ Ⅲ ☐ Ⅳ ☐ Ⅴ ☐ 特別

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

☒ なし ☐ Ⅰ ☐ Ⅱ

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）
並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算については、
本改正により廃止される予定です。

令和3年3月末時点で同加算を算定している事業所
については、1年間の経過措置期間があり、
該当期間中のみ当該加算を選択頂けます。

2. 受給者証の履歴を登録する

受給者証の更新がされた場合は、新しい受給者証の履歴を追加してください。

グローバルナビ「台帳」の「児童」から、受給者証の履歴を登録したい児童を選択し、受給者証タブを表示します。「コピー」ボタンをクリックし、有効期間の開始年月日を「2021年4月1日」以降にして、最新の受給者証履歴を追加します。

有効期間開始	有効期間終了	受給者証番号
2020年06月01日	2021年05月31日	1234567890

有効期間: 2021年4月1日 [クリア] 2021年5月31日

有効期間の開始年月日は2021年4月1日以降を選択してください。

有効期間の開始年月日が2021年4月1日以降の受給者証を登録すると・・・

- ・ 医療的ケア児の支給決定サービスコードが選択できるようになります。
- ・ 個別サポート加算(Ⅰ)の該当／非該当が選択できるようになります。

基本的な操作方法については、

「運営支援サービスマニュアル」の「3.台帳の登録 > 受給者証は履歴で管理します」をご確認ください。

2. 受給者証の履歴を登録する

医療的ケア児の支給決定

① 医ケア児の支給決定の場合は、まず、該当の支給決定サービスコードを選択します

決定支給量

サービス種類	児童発達支援
決定支給量（日）	児童発達支援基本決定 選択してください 児童発達支援基本決定 児童発達支援基本決定（難聴児） 児童発達支援基本決定（重症心身障害児） 児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅰ） 児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅱ） 児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅲ） 児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅠ）） 児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅡ）） 児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅢ）） 児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅠ）） 児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅡ）） 児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅢ））
給付決定期間	
契約支給量	

医療的ケア児の支給決定サービスコードが
選択可能となります。

※医ケア児の支給決定でない場合は、従来のサービスコードを選択してください。

2. 受給者証の履歴を登録する

個別サポート加算(Ⅰ)

特記事項に「個別サポート加算(Ⅰ)」の登録項目が追加されています。
受給者証の記載に従って登録してください。

特記事項

多子軽減対象区分

なし

強度行動障害児

☒ 非該当 ☐ 該当

個別サポート加算(Ⅰ)

☐ 非該当 ☒ 該当

災害等における
特例給付

☒ なし ☐ あり

ここで「該当」に設定すると、利用実績登録時の初期値として個別サポート加算(Ⅰ)が表示されるようになります。
放課後等デイサービスで、指標該当が「該当」だった場合は「該当」を選択してください。

日付 2021年4月1日

時間

12:00

~

13:00

☐ 1分間隔で入力する

提供

提供形態

送迎 迎え

なし

送迎 送り

なし

部屋

未選択

指導形態

未選択

請求対象

請求する

実績を残したまま国保連・市町村への請求の対象から外したい場合は「請求しない」を選択してください。

実績記録票備考

備考

※利用実績登録画面

加算情報

サービス提供の状況が「欠席(加算なし)」時、無効になります。

個別サポート加算(Ⅰ)

3. 法改正後の実績を登録する

2021年4月以降の事業所算定を登録すると、グロナビ「運営」の「スケジュール」または「児童別予実」から、2021年4月の利用実績および訪問実績を登録することができます。

利用実績登録

基本情報

対象児童

放 利他 一郎

Q

サービス種類

放課後等デイサービス

⇅

日付

2021年4月1日

📅

クリア

2021年4月の日付を選択してください。

2021年4月法改正後の加算を選択いただけます。

実績記録票備考

備考

0/20

加算情報

サービス提供の状況が「欠席（加算なし）」時、無効になります。

- ✓ 選択してください
- 家庭連携加算
- 強度行動障害児支援加算
- 延長支援加算
- 特別支援加算
- 医療連携体制加算((VI)以外)
- 医療連携体制加算(VI)単位数
- 関係機関連携加算(Ⅰ)
- 関係機関連携加算(Ⅱ)
- 事業所内相談支援加算
- 事業所内相談支援加算(ペアトレーニング)
- 個別サポート加算(Ⅰ)
- 個別サポート加算(Ⅱ)

基本的な操作方法については、「運営支援サービスマニュアル」の「5-1実績を登録する」をご確認ください。

3. 法改正後の実績を登録する

欠席対応加算(Ⅱ)

放課後等デイサービスに新設の「欠席時対応加算(Ⅱ)」は、下記手順で登録します。

利用実績登録

基本情報

対象児童 放 利他 一郎 Q

① 2021年4月の日付を選択してください。

サービス
種類

日付 2021年4月1日 Q クリア

時間 12:00 ~ 13:00
☐ 1分間隔で入力する

サービス
提供の状況
提供形態

- ☒ 利用
- ☐ 欠席
- ☐ 欠席 (30分以下のサービス提供)
- ☐ 加算のみ
- ☐ 欠席 (加算なし)

② サービス提供の状況で
欠席(30分以下のサービス提供)を選択してください

実績記録票備考

備考

欠席時対応加算(Ⅱ)12:00~12:30
来所後、発熱のため。

補足：入力した情報が表示されます

07/20

加算情報

サービス提供の状況が

③ 欠席時対応加算(Ⅱ)が表示されるので
提供開始時間・提供終了時間・**利用中止の理由**を
入力してください。

欠席時対応加算(Ⅱ)

提供開始時間 12:00

提供終了時間 12:30

☐ 1分間隔で入力する

来所後、発熱のため。

10/20

3. 法改正後の実績を登録する

実績記録票備考欄 ①

実績記録票備考欄に記載が必要な加算は、備考欄に記載すべき内容が作成され、様式出力の伝送データに含まれるようになります。伝送される情報は「実績記録票備考」で確認することができます。

加算情報

サービス提供の状況

✓ 選択してください

- 家庭連携加算
- 強度行動障害児支援加算
- 延長支援加算
- 特別支援加算
- 医療連携体制加算(VI)以外
- 医療連携体制加算(VI)単位数
- 関係機関連携加算(I)
- 関係機関連携加算(II)
- 事業所内相談支援加算
- 事業所内相談支援加算(ペアトレーニング)**
- 個別サポート加算(I)
- 個別サポート加算(II)

該当の加算を選択すると、実績記録票備考で伝送される情報が表示されます。

実績記録票備考

備考

事業所内相談支援加算(ペアトレーニング)12:00~13:00

0/20

加算情報

サービス提供の状況が「欠席（加算なし）」時、無効になります。

+

事業所内相談支援加算(ペアトレーニング)

×

- 1.相談場所
- 2.相談援助の対象者
- 3.児童の同席有無
- 4.相談援助を行ったスタッフ
- 5.個別支援計画に基づき、予め通所給付決定保護者の同意を得ているか

実績記録票備考欄に表示される加算は以下の通りです。

- ・ 家庭連携加算
- ・ 事業所内相談支援加算
- ・ 事業所内相談支援加算(ペアトレーニング)
- ・ 欠席時対応加算(II)

※ 厚労省発出の実績記録票記載例に準じています

3. 法改正後の実績を登録する

実績記録票備考欄 ②

自治体からの指示等で実績記録票備考欄への記載が必要な場合は、自由入力が可能です。

メモ

新型コロナウイルス感染拡大による影響を鑑みて、オンラインで支援を行いました。

34/2000

実績記録票備考

備考

オンライン支援

7/20

実績記録票備考欄に表示される加算を選択していない場合、備考に入りたい内容を20字以内で自由に入力いただけます。
例) オンライン支援の実績について記載する場合等

※記載内容は様式出力の伝送データに反映されます。

運営>児童別予実>詳細で表示されるリストにて入力した情報をご確認いただけます。

利用パターンを展開 新規パターン作成> 利用予定表を印刷										カレンダー リスト		
種別	日付	曜日	提供状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎往	送迎復	加算	実績記録票備考	自費	請求
実績	1	木	利用	授業終了後	12:00	13:00	×	×	-	オンライン支援	-	○

4. 医療的ケア児の実績を登録する

医療的ケア児の利用実績は、下記手順で登録します。

送迎 迎え なし

送迎 送り なし

医ケア区分 III

基本報酬
✓ 医療的ケア児の基本報酬を算定する
医療的ケア児の基本報酬を算定しない

部屋 未選択

支給決定が医療的ケア児の場合、医療的ケア区分(Ⅰ～Ⅲ)及び医療的ケア児の基本報酬の算定有無を設定する項目が表示されます。

デフォルトでは受給者証記載の医療的ケア区分と、「医療的ケア児の基本報酬を算定する」が選択されていますので、必要に応じて内容を修正し、実績登録を行ってください。

運営>児童別予実>詳細で表示されるリストにて入力した情報をご確認いただけます。

+▼

利用パターンを展開

新規パターン作成>

🖨️

利用予定表を印刷

カレンダー

リスト

種別	日付	曜日	提供状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎往	送迎復	医ケア区分	医ケア児の基本報酬	加算	実績記録票備考	自費	請求
実績▼	10	土	利用	休業日	12:00	13:00	×	×	III	算定する	-	-	○	

基本的な操作方法については、「運営支援サービスマニュアル」の「5-1実績を登録する」をご確認ください。

5. 令和3年9月30日までの上乗せ分について

新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な報酬評価について

提供月が2021年4月～2021年9月分まで「令和3年9月30日までの上乗せ分」として加算がされます。
運営支援システムでは、上記提供月の請求については総額計算時に以下の様に自動で算定されます。

給付費明細

児童

児童太郎

サービス別に、基本報酬の合計単位数に0.1%を乗じた単位数が自動で加算されます。

※利用実績がなく加算のみの請求の場合は算定されません。

取込送信システムで伝送時に「令和3年9月30日までの上乗せ分が算定されていません。加算のみの請求の場合は対処不要です。」とメッセージ表示されますが、対処は不要となります。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
児発15	611511	885	1	885
児発処遇改善加算I	616621	72	1	72
令和3年9月30日までの上乗せ分（児発）	61ZZ01	1	1	1

2021年4月20日 20:06 利他利己 三郎

※ 上乗せ単位数の詳細な算出方法については、厚生労働省発出の以下資料をご確認ください。

- ・「[令和3年9月30日までの間における、基本報酬への1/1,000相当上乗せ単位数の算出方法について（全ての障害福祉サービス等共通）](#)」
- ・「[新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な報酬評価（令和3年9月30日までの上乗せ報酬）の対象となる基本報酬の考え方について](#)」